

周防大島文化交流センター ター・地域交流講座受講生を募集します！

周防大島文化交流センターでは地域交流員制度を設けています。

地域交流講座は地域交流員の養成講座です。利用者のみならずが調査・研究の機会と活動の幅を広げること、周防大島文化交流センターの活動をより地域と一体となつて取り組んでいくことを目的に実施する制度です。

■地域交流員とは？

周防大島文化交流センターが実施している、

①生活文化に関する資料の収集と保存

②自然と触れあい昔の道具を使った体験学習の推進

③町内外における青少年等の交流の促進

などの事業に積極的に関わりを持つていただける方です。

また、周防大島の自然・歴史・民俗に関心を持つ人で、周防大島文化交流センターを利用して、

①自分のやりたいことを発見したいと思う人

②いま取り組んでいることをより一層深めたい人

③周防大島の魅力を町内外に

発信して人と人の交流を深めたい人
など意欲を持った方を歓迎します。

※年齢、性別は問いません。
小・中学生や高校生も大歓迎です。

■地域交流員になるためには？
年間3回の地域交流講座を受講して、最後に自分の取り組みを発表する必要があります。

○第1回 6月16日(日)
午後2時から3時30分
・社会教育と地域の連携―周防大島文化交流センターのめざすもの

○第2回 7月21日(日)
午後2時から5時
・周防大島をあるくみるきく―古写真の調査―

○第3回 9月29日(日)
午後2時から4時
・受講者発表会―私の課題とこれからの取り組み―

以上の講座を受講後に地域交流員になる意志を表明していただき、ボランティア保険に加入していただければ地域交流員に登録されます。

■会場
周防大島文化交流センター
研修室

■定員30名
■申し込み締め切り日
5月30日(木)

■申し込み
地域交流講座の受講を希望される方は、周防大島文化交流センターまでお申し込みください。

周防大島文化交流センター
〒742-2512
周防大島町平野417-11

・FAX
0820(78)2514
・メールアドレス
koryu@town.suo-oshima.lg.jp

■参加費
無料

■問い合わせ
周防大島文化交流センター
☎0820(78)2514

相談

一日特設相談所を開きます

周防大島町と山口行政評価事務所は、弁護士および行政相談委員と合同で、次のとおり一日特設相談所を開設し、国の行政機関に関する苦情や町の業務に対する相談、民事

特設人権相談所

- ◆日時 6月3日(月) 午前9時30分～正午
- ◆場所 東和総合センター
- ◆相談内容 人権問題、土地、家屋、金銭貸借、離婚などの生活上の心配事
- ◆相談員 人権擁護委員

人権擁護委員は、すべての人権問題について、必要な助言や関係官公署を紹介するなど、正しい権利を持っている人が泣き寝入りしなくていいよう解決の手助けをします。

○人権擁護委員の就任

平成25年4月1日付けで法務大臣から奥原法城さん(秋)、松本敏恵さん(日前)が人権擁護委員に委嘱されました。

◆問い合わせ 福祉課 ☎0820(77)5505

問題に関する相談などをお伺いします。

相談は無料で、秘密は厳守いたします。お気軽にご利用ください。

■日時
5月31日(金)
午後1時30分～4時30分

■場所 久賀総合センター

■内容
弁護士による法律相談
(定員9名 1人20分間)

■申し込み方法
必ず事前に電話で予約してください。
☎083(922)1591

■受付時間

電話予約受付は5月20日(月)から開始します。土・日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分まで

※定員になり次第終了しますのでお早めにご予約ください。

■参加機関
弁護士、行政相談委員、山口行政評価事務所、周防大島町

■問い合わせ
山口行政評価事務所 行政相談課

☎083(922)1591